

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年9月9日

さいたま地方法務局所沢支局 登記官 関田 徹

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第 0318-2024-0069 号	所沢市東狭山ヶ丘一丁目4 7 番 1 8
第 0318-2022-0020 号	所沢市大字坂之下字中 3 8 4 番